

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年11月21日（水）15：00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、お手をお挙げください。では、どうぞ。

○記者 毎日新聞のイワマと申します。

本日の委員会であったヨウ素剤の見直しに向けてということですが、来年の4月に有識者の方々が報告書をまとめられて、これから議論に乗せていくということですが、まず、このタイミングでこうした見直しに至ったことについて、どのような受けとめをされているのか、お聞かせいただければと思います。

○更田委員長 1つは、もともとこの検討チームや検討に、狙いであるとかいったものが特段あるわけではなくて、安定ヨウ素剤の効能や効果については様々な議論があって、服用のタイミングであるとか、これは一種、正当化にかかわるものですが、服用すること自体のリスクと、それによって避けられることのリスクの比較であるとか、災害対策指針を策定する際にも、この安定ヨウ素剤の服用に関しては議論があったわけですが、もともと放射性ヨウ素が体内に残ることを避けるもので、やはり医師の、または薬剤師の方の判断が最も尊重されるべきものであって、できればどこかのタイミングで医師の方による検討をお願いしたいと考えていたところ、WHOの勧告というのかな、WHOの検討結果が昨年まとまって、タイミングとして要件が整ったのだと思っています。また、お医者様に御参加いただく上での事前の調整等にもしかるべき時間はかかりましたので、今日、委員会で説明していた田中企画官も医師資格を持った職員ではあるのですが、庁内におけるそういった資格を持った職員の検討に加えて、御経験の深い医師、関係者の意見をまとめていただいて、その上でそれを災害対策としてどう用いていこうかという検討に入ろうと考えています。

○記者 WHOの昨年の指針では、より効果が高い、あるいはリスクが高い若年層ですとか、妊娠されている方ですとか、そうした方々を優先することをお勧めしておりまして、一方で40歳以上の方には有用性が低いと考えられるということで、例えば、配布するとしたら、若年層に先に配布していくですとか、ある意味、段階なども考えられるものだと思っているのですが、そうした指針が背景になっているということで、

今後、優先段階をつけていくですとか、そうしたことも考えていくという理解でよろしいでしょうか。

○更田委員長 これは他の防護策についても再三申し上げていることですが、最も手厚く守らなければならない対象に向けて、きちんとした防護策を充てることが最も重要であって、例えば、広域であるとか、あらゆる年齢層であるとかに均一の防護策をしゃくし定規に当てはめてしまって、本当に守られるべき人、守られるべき人というところとちょっと言葉はふさわしくないかもしれないけれども、本当に手厚い防護策が必要な人に対しての備えが不十分になってしまうことを最も恐れています。そういった意味で、例えば、無理な避難等々の、双葉病院の話も前回会見のときにありましたけれども、避難してしまうことのリスクの方が高い人に対して、むちゃな避難をさせて大切な人命を失ってしまうようなことがあってはならないのと同様に、ヨウ素剤の服用によって見込まれる効果が極めて小さいにもかかわらず、誤嚥のおそれのある人に無理やり飲ませることがあってはならないと思っています。

これは被ばく全般に言えることですが、40歳か50歳か、いろいろ議論はあるところであろうと思いますけれども、壮年以降の人と、お子さんや妊婦の方が受ける放射線による悪影響というのは格段の違いがありますので、当然のことながら、手厚い防護がより必要な人に向けて、防護を最適化していくというのは大変重要なことだろうと思いますけれども、WHOの報告書を見て、規制委員会、規制庁が、こう書いてあるからといって、ぱっと適用というのは、やはり乱暴であろうと。ですから、やはりそこには医師の方がWHOの推奨する意見も踏まえた上で議論をしていただいて、ただし、1年、2年と検討の時間をかけるのではなくて、来年4月を目途に検討の結果を取りまとめていただければと思っています。

○記者 かしこまりました。ありがとうございます。

○司会 次の御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

○記者 プラッツのヤマグチです。

昨日、東電の原子力事業部の組織変更といいますか、ある事業を社内カンパニーとして移管するという発表がありまして、今日、その承認申請なるものをこちらに出されたと思うのですが、これ自体は、特に福島及び柏崎刈羽の廃炉、再稼働においては、そちらとして、何かしら特別な大きな問題、検討が必要だということではない、事務的なものなのではないでしょうか。済みません、不勉強で恐縮なのですが。

○更田委員長 私たちはこれを事務的なものだと捉えていなくて、やはり柏崎刈羽6・7号機の設置変更許可、いわゆる新規制基準への適合について許可を受ける際に、東京電力は約束をしているわけですね。これは柏崎刈羽ではないけれども、福島第一原子力発電所の廃炉をきちんとやり抜くのだと。その上でというのは、小早川社長、それから、最初にお目にかかったときは川村会長もいらして、その上で文書で約束をしてもらって

いる。その約束をたがうことのないような組織になっているかどうかということは、きちんと見ていく必要があるだろうと思っています。

私は柏崎刈羽の人間だから、1Fのことは責任を負いませんと。それはもうほとんど支分組織の実行部隊ではそのせりふはあるかもしれないけれども、経営層にそれは許されるものではないので、いたずらに柏崎刈羽と福島第一原子力発電所の距離を離してしまうような、そういった意図がないということは問うていくべきだろうと思いますので、近い将来、審査会合で東京電力に対していくつか質問することになるだろうと思いますし、東京電力からの答えぶりによっては委員会で議論をしていくことになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

済みません。もう一つだけ。

原電の既に11月7日に認可をされたときの会見で、いくつかこちらの方から質問が出たときに、20年延長という部分でハードウェアでは余り心配、危惧するところはないと。それよりも人の経験値ですとかいうところで、更田委員長、やや個人的にも少しは心配する部分があるかと。

そういうところは、特にどんなオペレーションの部分で心配ということがあり得るものなのか。今年の1月にたしか原電の社長が、技術の維持のためにシミュレーターを使うとか、3社のプラントに人を派遣しているとか言いますが、そういったことで十分なのか、今後、先にそれを保安規定内で見定めるような部分がおありなのか、加えてお伺いできますでしょうか。

○更田委員長 まず、これはどこで見定めていくかということ、これは検査の役割だと思っています。使用前検査であったり、それから、その後の新しい制度に基づく検査制度のもとでの検査の役割だと思っていますが、何を懸念するかということ、例えばメディアの方でも、座学や本を読んで習っている知識と、それから、こうやって取材にいらしての取材する側としての経験というのは、現場というのは違いますよね、やはり。現場経験がそれぞれの職種に対して教えるものというのは、ものすごく大きなものだと思います。

機械を扱う人間にとっても、図面やシミュレーターから得る知識や感覚と、それから、実際に目の前で装置が動いているときの感覚というのは大きな違いがありますし、また、その緊張感にもどうしても違いがあります。

ですから、ちょっと定性的な表現ですけれども、冷たい状態の装置ばかり見ていて、それをいくらいじっていても、やはりそれが熱くなって動いているときに得られる知識や感覚とはどうしても違いがあります。ですから、長い期間とまっていた装置を改めて動かすときというのは、特段の緊張感と注意深さをもって当たる必要があると思っていますので、そういった意味で、停止期間の影響というのは、これは東海第二だけに限りませんけれども、どの発電所も一定程度以上の、設計当初、予定されていたよりもずっと長い期間停止をしていますので、改めてそれを動かすときには注意が必要だと。また、

私たちもそこは検査を通じてきちんと監視をしていかなければいけないと思います。

○司会 次、御質問のある方。後ろの方。

○記者 共同通信のアベです。よろしくお願いします。

今日の定例会に出ていた大山火山の件なのですけれども、昨年来の議論が今日で一旦結論という形だと思うのですけれども、4基運転もしている状況ですけれども、今後、関電に求めることなどあれば、お聞かせください。

○更田委員長 これは今日の委員会でも、規制部に今後の規制の対応について検討を指示したところですので、その検討結果を待つべきだと思っています。

これだけではちょっと余りにそっけないのであれですけれども、いわゆる今まで行ってきたバックフィットと同じ、ないしは似た扱いになるのだと思います。例えば規則や基準の中である一定値が定められていて、その値が引き上げられたらバックフィットをかけるというような例ですけれども、今の基準や規則の中では想定される自然現象に耐えるようにという書かれ方をされていて、想定される自然現象に対して新たな知見を得た。噴出量が言ってみれば大きく引き上がったわけですから、想定が変わったわけなので、これまでのバックフィットに倣ったような扱いになるのだと思います。

ですから、噴出量が大きくなったシミュレーションにおいて、改めて各発電所にどれだけの降灰を考えるべきかと。これはきちんと検討してもらって、火山灰対策を強化する必要があると評価された場合には、その強化を行ってもらおう。これが一般的には予測されるものですが、それを規制上、行政庁ですので、どういう手続にのっとって進めるかというのは規制部の検討を待ちたいと思います。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—